

日本リハビリテーション医学会北陸地方会会則

(趣旨)

第1条 本会則は、本会の設置と運営にあたり、「公益社団法人日本リハビリテーション医学会 I-8 地方会組織に関する規則」に倣い、本会会員（以下、会員）の総意に基づいて定めるものである。

(目的)

第2条 本会は、北陸地区におけるリハビリテーション医学の普及と発展及び会員相互の学術等の交流を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、会員をもって構成するものとする。

2 会員は原則として勤務地の所在する県が富山県、石川県、福井県であるものとする。

(名称)

第4条 本会の名称は、日本リハビリテーション医学会北陸地方会とする。

(事業)

第5条 本会は、以下の事業を行う。

- (1) 会員相互の学術交流
- (2) 生涯教育研修会の計画・実施
- (3) リハ啓蒙活動の実施
- (4) その他地方会組織の目的を達成するための事業

(役員)

第6条 本会の運営のため幹事をおく。

- (1) 幹事は若干名とする。
- (2) 幹事は総会で選出する。
- (3) 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 幹事は互選で代表幹事を定める。
- (5) 代表幹事は、本会運営の責任を負う。
- (6) 代表幹事の任期は、連続して3期までとする。

2 本会に監事2名をおく。

- (1) 監事は総会で選出する。
- (2) 監事は、本会の業務執行および財産の状況を監査する。
- (3) 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第7条 幹事会は幹事で構成し、年1回以上開催するものとする。

2 議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 幹事会の運営要領は、「公益社団法人日本リハビリテーション医学会 I-8 地方会組織に関する規則」の第7条3に則り、本会の幹事会が別に定める。

(総会)

第8条 総会は、年1回以上開催するものとする。

2 総会の議案、定足数等の運営要領は、「公益社団法人日本リハビリテーション医学会 I-8 地方会組織に関する規則」の第8条2に則り、本会の幹事会が別に定める。

(会計)

第9条 本会は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会からの事務局運営費補助金の執行につき、支出計画及び会計報告を公益社団法人日本リハビリテーション医学会に提出し、同医学会理事会の承認を得るものとする。

2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(報告)

第10条 本会は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会からの求めに応じ、本会組織の役員、事業の計画・執行状況等を報告する。

(事務局)

第11条 本会に事務局を置く。

(附則)

この規則は、平成15年3月15日から施行する。

この規則は、令和2年8月29日(一部改正)から施行する。

日本リハビリテーション医学会北陸地方会